

## 令和7年3月定例教育委員会

開催日時 令和7年3月15日(土) 午前9時～正午、午後1時～午後2時15分

開催場所 教育委員室(鳥取県庁第2庁舎5階)

### 1 開 会

#### ○足羽教育長

皆さん、おはようございます。3月の定例教育委員会をこれから開会したいと思います。まず今年1年、委員の皆さまには教育行政に関わって貴重なご意見を賜りましたことを感謝申し上げます。本当にありがとうございました。玉野委員さんと川口委員さんと、新たなメンバーも加わりながら、体制をしっかりと組んで、子どもたちのために良いディスカッション、意見交換をいただいたこと、本当にありがとうございます。出会いと別れは付きものですが、また、ここで一つ3月の区切りを以って、また新年度に向けて新たな体制を組んでしっかりと頑張っていきたいと思っております。この1年の皆さんのお力添えに本当に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

### 2 日程説明

#### ○足羽教育長

それでは最初に、総務課長から本日の日程説明をお願いします。

#### ○林教育総務課長

本日は、議案16件、報告事項8件の合計24件となります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

### 3 一般報告

#### ○足羽教育長

それでは、私のほうから一般報告をさせていただきます。資料をお願いします。ポイントだけと思っておりますが、2月20日から2月の定例県議会が始まっております。今回は代表質問も含めて17人。過去最高の人数で、また本数も非常に多く、これも3党合意によって高校教育の無償化にどのような影響があるのかというご質問がたくさんありました。私学に流れる、入りやすくなるのではないかと、では公立学校の在り方はどうかといったような、本当に今後の高校教育の在り方を考える議会となりました。また避難所関係で、小学校、中学校の体育館の空調整備、これがなかなか全国でも進まない。文科省も大きな予算を付けたのですが、上限が7千万まで。それから実際造るとなり、シミュレーションすると備品以外で工事だけでも1億2千万円ぐらいかかる。市町村の持ち出しが非常に多いので、なかなか補助予算が付いても、進められないという現状がある。なんとかしていかないといけないということで、国のほうにも改善の要望をお伝えしたりしております。こういった大きなものはこの2点かなと思っております。まだ継続中で、来週月曜日が最終の一般質問になります。3月24日までもう少し粘り倒したいなと思っております。

それから2月23日に、朝鑑賞シンポジウムが県立美術館で行われました。知事部局へ移管しましたが、美術館のほう朝鑑賞の取組を全国発信するというので、武蔵野美術大学の教授も招きながら、私も冒頭挨拶

に立って、この朝鑑賞の広がり、対話型鑑賞でアートを通じた学びがより広がるような取組の充実ということ  
を伝えたところでございます。

そして3月2日、倉吉のNPO法人倉吉鴨水館で浪人生の人達が学びを続けてきましたが、12年の歴史に  
幕を閉じることとなりました。指導者の高齢化と大学が入学しやすくなり、今年の卒館生は23人、定員が約  
50人のところ約半分ぐらいの数というところもあって、残念ながら今年の3月で鴨水館が閉じられました。  
最後ということもあって、私も参列して祝福を伝えたところでございます。

そして3月6、7日、高校入試を行いまして、昨日合格発表を行いました。倍率は0.88倍と1倍を切っ  
てはありますが、公立高校としての使命を果たすべく、より特色化・魅力化を発信して、入学してくる新高校  
1年生をしっかり迎えて、育てていきたいなというふうに思っております。

そして3月12日には、まなびの森学園の卒業式を行いました。NHKニュースでも放映していただきまし  
たが、卒業生は一人。でもこの彼が津山高専に合格をして、新たなスタートを切ることができました。本当に  
手づくり感満載の温かい卒業式でございました。日本海新聞にちょっと写真が出ていました。保護者のような  
顔をして私と下田課長が映っていましたが、丁度家族からのメッセージを彼がいただいて、それを読んでいる、  
非常に温かい場面でございました。他の生徒達も本当に喜んで送り出していた光景が印象的でございました。

そして13日は、県立学校長会を開催し、人事異動の内示を行ったところでございます。この人事で今年の  
3月末をもって10人の校長先生方が役職定年、あるいは退職というかたちを迎えられます。そういう意味で  
は32人の校長先生方の約1割が交代ということで、新たな体制を組んで、県立学校を盛り上げていくことが  
必要だなと思っております。簡単ですが、以上で一般報告を終わります。

### 3 議 事

#### ○足羽教育長

では続いて議事に入りたいと思います。本日の議事録署名委員は、佐伯委員と川口委員にお願いいたします。  
では、林次長に議案の説明をお願いします。

#### ○林次長

本日は、議案が多数ございます。概略を説明させていただきます。

まず議案第1号から第4号につきましては、今年度末の事務局及び鳥取県立学校の課長級相当の人事に関す  
るものでございます。

議案第5号につきましては、公立学校教職員に非違行為がございましたので、その対応をお諮りするもので  
ございます。

議案第6号、令和7年度教科用図書検定審査委員の任命につきましては、令和8年度に使います、特別支援  
学校及び、特別支援学級等で使用する教科書を選定する委員を任命するものでございます。

議案第8号は、令和7年の組織改正に伴う関係教育委員会規則及びその関連する規則の改正を行おうとする  
ものでございます。

議案第9号につきましても同様に、組織改正に伴いまして、事務処理権限等の整理を行う改正でございま  
す。

議案第10号は、事務局職員等の役職定年に伴いまして、定年引き上げに伴いまして、所要の改正を行おう  
とするものでございます。

議案第11号、みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プランにつきましては、次世代育成支援対策法  
に基づきます特定事業主行動計画につきましては、延長をしたいということでお諮りするものでございま  
す。

議案第13号、鳥取県公立学校の教員としての資質向上に関する諮問の一部改訂につきましては、公立学校の校長及び教員等についての資質の向上に関する指標を定めておりますが、今回、その中の情報共有の指標につきまして改訂をしようとするものでございます。

議案第14号、鳥取県職員免許状再授与審査会の規定についての制定につきましては、児童生徒性暴力等防止に関する法律に基づきまして、そういう事案に基づいて、新たに再度免許状を授与する場合におきまして、審査会の意見を聞くということになっておりますが、それに関する規定を整理するものでございます。

議案第15号、鳥取県教職員の免許状授与等を所管する規則の一部改正については、そちらにつきましても先程のことに関わります所要の整備を行おうとするものでございます。

議案第16号は、令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本計画前期につきまして、令和8年度から12年度までの県立高等学校教育の在り方に関する基本計画を定めようとするもので、ご審議をいただくものでございます。

議案第17号は、鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン第5次計画の策定ということで、こちらにつきましても、今までも行っておりましたが、今後の令和7年度からの施策方向につきまして、計画を策定するものでございます。

議案第18号につきましては、県立高等学校管理規則等の一部改正ということで、こちらは近代社会形成基本法の改正に伴いまして、休館等を行う場合にインターネットを活用するということを制度的に改正しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○足羽教育長

本日は議案、そして報告と非常に盛り沢山となっております。先日の委員協議会のほうで説明したものにつきましては、とくに説明のほうは簡潔に進めていきたいと思っておりますので、その旨ご了解いただきたいと思っております。

では議案に入りたいと思いますが、本日の議案及び報告のうち、議案第1号から第6号まで、それから報告のアからウまでは人事に関する案件ですので、非公開で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、それでは非公開としたいと思います。暫くお待ちください。

- 【議案第1号】 教育委員会事務局人事（課長級以上）について（非公開）
- 【報告事項ア】 教育委員会事務局人事について（非公開）
- 【議案第2号】 市町村（学校組合）立学校長人事について（非公開）
- 【報告事項イ】 市町村（学校組合）立学校教職員人事について（非公開）
- 【議案第3号】 県立学校長人事について（非公開）
- 【報告事項ウ】 県立学校教職員人事について（非公開）
- 【議案第4号】 県立学校事務長（課長相当職）人事について（非公開）
- 【議案第5号】 公立学校教職員の懲戒処分について（非公開）
- 【議案第6号】 令和7年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開）

- 【議案第8号】 令和7年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

#### ○足羽教育長

では、議案第8号、説明をお願いします。

○林教育総務課長

教育総務課です。よろしく申し上げます。議案第8号をお願いします。令和7年4月の組織改正に伴います規則の制定につきまして、議決を求めるものでございます。

1頁ですが、この4月の組織改正に伴う主な要因としまして、一つ目はいじめ・不登校総合対策センターが生徒支援・教育相談センターへ名称が変わるということです。二つ目に、教育委員会事務局に障がい者雇用のワークセンターを設置するというので、新たに現業職員を配置する。三つ目としましては、児童生徒性暴力防止法に基づく教員の免許状再授与の取組が始まることに伴い、新たな機関を設置する。四つ目は博物館の美術振興課を廃止しまして、新たに美術担当ということで諸々の改正がございまして、そういった関連で再整理するものでございます。

2頁です。第1条は、鳥取県教育委員会事務局等組織規則に該当する部分でございまして。

第4条のところ、生徒支援・教育相談センターの名称を新たに定めるものでございます。これはこれまでのいじめ不登校・総合対策センターの名称を変更したものでございます。

第7条、4頁に第8条がございまして。こちらはいじめ・不登校総合対策センターにこれまで課長の次席ポストとして次長がございましたが、これを組織改正にあわせて廃止し、今度は課長補佐の職名に変わります。それに伴い、次長という職名記載を関係諸規定から削除するものでございます。

別表第1、こちらのほうは、本庁機関の外部組織を定めた一覧表でございまして。建制順というのは色々なものに表記する順番ですね。いじめ・不登校総合対策センターと生徒支援・教育相談センターで組織の順番が変わるといふそれだけのことでございます。

別表の第2と申しますのは、教育委員会の附属機関の一覧を表す表示になっています。こちら先程と同様で、生徒支援・教育相談センターの関係で順序を入れ替えるものです。

頁を捲っていただき、小中学校課の部分です。先程申しあげました鳥取県教職員免許状再授与審査会、児童生徒性暴力防止法に基づくものでございまして、こちらのほうの附属機関として設置するというので追加するものでございます。

第2条は、教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則に関するものでして、この規則は教育委員会に設置する職を一覧で表したものでございまして。この規則に先程申しあげました、いじめ・不登校総合対策センターですが、従来所属長をセンター長と言っていたんですが、組織改正にあわせてこの度所長という名前に変更することに伴う改正でございまして。あわせまして、先程申しあげましたワークセンター設置に伴い、教育委員会事務局の中にも現業職員が配置されることとなり、新たに事務局のところに現業職員を追加するものでございます。

第3条と次の頁の第4条、現業の職員に関する規則でございまして。現在鳥取県教育委員会の中では、現業職員は県立学校のみしか配置されておりました。この度新たに教育委員会事務局の中にも配置されるということで、新たにその旨を追記したものでございます。

続きまして第5条でございまして。鳥取県立博物館の管理運営に関する規則でございまして。こちらは美術振興課が廃止されて、美術担当に変わることに伴いまして、美術振興課に係る記載を削除等するものでございます。

捲っていただきまして6頁、第6条は鳥取県教育センターの管理運営に関する規則でございまして。こちらワークセンターを教育センターの中に設置することになり、現業職員が新たに教育センターの中に配置されることに伴いまして、新たに技術職員としての現業職員を配置するというのを規則の中に追加するものでございます。

最後に、第7条が鳥取県立図書館管理規則でございまして、従来教員を充てていました学校図書館支援員で

ございますが、これを今後指導主事と変更しております、その旨を修正するものでございます。

以上が、今回の規則改正に伴います変更でございます。以上審議をよろしく申し上げます。

#### ○足羽教育長

組織改正に伴う諸々の諸規定の改正についてでございます。問題ないと思いますが、今回、いじめ・不登校総合対策センターの名称変更と同時に、学校の組織体制づくりをアウトリーチ型で支援しようという意味を込めて、発展的解消ということで、生徒支援・教育相談センターとしました。これは議会からも質問がございまして、そこに込めた意図ということになります。ヤングケアラーだったり、自死の問題、虐待様々な分野をいじめ・不登校総合対策センターがかかえる中で、包括的に支援を進める、それから学校支援を進めようという思いを持って名称変更に踏み切ったところでございます。いじめ・不登校総合対策センターは平成25年設置、12年やってきましたがより包括的に子ども達の困り感に寄り添うようなかたちを取っていきたいということで、前向きに発信をしていきたいなと思っております。

#### ○玉野委員

何日前でしたか、新聞で孤独孤立、ヤングケアラーで実際どれぐらいいるのかという数字が出ていたように思いますが、実際アウトリーチ、孤立対策という意味でも、では具体的にそのヤングケアラー状態にある子ども達にどうアプローチをしていくのか、具体的にどのように救っていくのかというのが大変難しい話だと思います。

#### ○林次長

学校側には具体的な支援策はないので、福祉サイドの支援策を使って生徒自身が普通の学校活動ができるようにしていくというところです。

#### ○玉野委員

例えば、親が介護や支援が必要な状況なのに、適切にそういう手続きをしてないために、子どもが親を見なければならないという状況に対して、市が福祉部間に繋いで、認定を受けて適切なサービスが受けられるようにするとか。

#### ○林次長

子どもの負担が減るというようなかたちに持っていければなあと。

#### ○川口委員

そこへ持ってくるのは大変で、でもそういう状況に自分があるということ、他の人に知ってもらうということで、その子は随分助かる。知られていなくて、一人で抱え込んでいるみたいな感じなので、知ってもらうだけでも子どもは随分助かる。

#### ○玉野委員

言葉は知っていたけれど、まさか自分がこれに該当しているなんて思わなかったという子どもが結構いるかもしれませんね。

○松本委員

そういう該当児だと気づくことも難しいし、自分でなんとかして欲しいと市役所に行くとかもできない年齢で、本当に難しいですね。こういう子ども達を発見することが大事ですね。学校が確かに一つの発見をする場であるだろうなと思います。

○川口委員

いま個人情報の関係で、家庭の状況というのが先生達も分からないというか、家庭の中が見えにくくなっている。

○足羽教育長

学校での発見と同時に、困り感があったときには、言葉で面と向かって言えなくても、電話やラインで相談できるようにしてますので、なんとか糸口を見つけて、分かったときには先程あったように福祉としっかり連携しながら、一人一人違った支援の仕方があると思うので、その辺りに適用できるようなかたちをつくれたらと思います。

では、議案8号についてはいいでしょうか。では、承認ということ議決させていただきます。

【議案第9号】 鳥取県教育委員会事務処理権限規定の一部改正について

○足羽教育長

では議案第9号に移らせていただきます。9号の説明をお願いします。

○林教育総務課長

それでは議案第9号、鳥取県教育委員会事務処理権限規定の一部改正について、議決をお願いするものでございます。

事務処理権限規定でございますが、教育委員会には様々な事務がありますが、全て教育委員会の場で議決するわけには参りませんので、教育長の決裁、あるいはさらに各所属長の決裁というように事務を下ろして、区分けしたもので決定となります。この度、先程申しあげたような組織改正等、様々な理由がございまして、それを権限規定に反影させようというものです。

2頁をご覧ください。別表第1というのがございまして、これは先程申しあげました様々なものが表になっているものですが、それを右側の処理権限の区分とありますが、これは教育委員会で議決するもの、教育長が決裁するもの、その他次長、課長が決裁するものということで、表形式で明記するかたちになっています。その中に、まず一つ目でございますが、1の三にその他の業務に関する事務というのがございます。これ右側の改正前というのを見ていただきますと、一見、これは教育委員会が処理するよう見えますけれども、実はこれは法令の見解が新たに出まして、あくまで教育委員会が処理すべき事項についてのもので、教育長が委任されて教育長が処理すべきものについては当然処理権限者は教育長だということだということが、この度新たに総務省の見解が示されました。例えば個人情報保護条例に基づく開示請求であったり、あるいは情報公開条例に基づく開示請求であったり、そういったものは教育長決裁で行っているという実務もございましたので、その実態にあわせて権限規定も改正しようとするものでありまして、8にありますとおり不服申し立ての中から教育長に委任されたものは除くということをご説明するということでございます。

4頁の下に別表2というものがございまして、これが5頁の四の二の黒枠囲いの部分のところ、この部分を

新たに追記しまして、教育長に委任された事務については重要なものであれば教育長が、軽易なものであれば課長等が決裁するというように明記させていただきました。

戻っていただきまして2頁、これは先程の組織改正に伴うもので、4番のところの生徒支援・教育相談センターについての事務処理権限の区分を新たに記載するものでございまして、ここの記載内容は7頁にございまして従来のいじめ・不登校総合対策センターが有していた権限を含むものでございます。

続いて5番が、小中学校課の欄になりますけれども、3頁、小中学校課は教育免許法に基づく免許状の授与の権限を事務処理しています。漢数字の二のところでもございまして、算用数字1、2、3とございます。これは1が普通免許状、2が特別免許状、3が臨時免許状の区分でそれぞれ分かれています。基本的には同法第5条といたしますか、いわゆる大学等を卒業して資格を有した以外の方の免許処理事務を表しております、この度、新たにカッコ書きのところでもございます。同法第16条の2に規定する再授与を含むということで、児童生徒性暴力防止法に基づきます再授与という事務が新たに生じました。それに伴い免許状の付与権限を新たにそれぞれこの1、2に追記するものでございます。あわせて1の普通免許状のところ、又は第16条第1項というこの部分も合わせて改正させていただこうと思っております。これは実は改正漏れでございまして、通常第5条以外の授与でございまして、教員資格認定試験を受けて合格した者に対しても、免許状を付与することができるが法令上はなっていますが、その部分が欠落しております、改正とあわせてその部分を追記させていただくものでございます。

もう少し説明させていただきますと、3のところの太囲いで記してありますが、これは臨時免許状についての授与についてですが、重要なものと軽易なものとの大きく分けしてありますが、重要なものとして掲載されていますのは、先ほどから申し上げている再授与の関係、そういったものについては教育長の権限で、通常臨時免許については課長等の権限でやらせていただくということで明記するものでございます。こちらが小中学校課のものでございまして、同様のものが6の特別支援教育課、特別支援学校と養護学校教諭の事務処理は特別支援教育課が行っておりますので、同様の記載を特別支援教育課のほうでもさせていただくものでございます。

頁を捲っていただきまして、5頁の七のところ、服務及び研修に関する事務というのがありまして、これは地公法の育児休業に関する法律の第6項の運用部分ですが、従来第3項でしたものを第6項に修正するものでございます。これは、もとの法律のほうは改正になりまして、引用部分に条ずれが生じまして修正させていただくものでございます。以上になります。よろしく申し上げます。

#### ○足羽教育長

なにかございますでしょうか。よろしいでしょうか。では議案第9号も議決とさせていただきます。

#### 【議案第10号】 教育委員会事務局職員の任免発令規定の一部改正について

#### ○足羽教育長

では、議案第10号をお願いいたします。

#### ○林教育総務課長

議案第10号、教育委員会事務局職員の任免発令規定の一部改正について、議決をお願いするものでございます。

頁を捲って1頁目をご覧ください。この度人事異動でも出てきましたが、60歳で役職定年に達した方は引

き続き管理職として勤務できないことになりましたので降任されるということになりますが、これに伴いまして降任という辞令の区分を改正するものです。降任は通常勤務成績がよろしくないから降任するパターンと、希望降任との2パターンが想定されるのですが、この度新たに役職定年による降任というものが加わりますが、先程の二つの降任と比べますと、役職定年は本人の希望によるものでなく制度上やむなく降任されるものですから、これを一括りにして降任として発令されるのは気の毒ではないかということで、発令上の種分けをさせていただきたいというものでございます。そこで実際の文面ですが、例えば第一のところは1、2とありますが、1は採用のこと、2は昇任のことでございます。こういう区分の一つとして3に、降任というものがございます。現在は、降任として一括りになってはいますが、新たに3の2というところで、管理職上限年齢による降任という新たな区分を設けさせていただきまして、3の通常の降任とは区別させていただきたいという発令上の技術的な調整になりますが、お願いしたいと思います。以上でございます。

○足羽教育長

これもよろしいでしょうか。それでは10号も議決とさせていただきます。

【議案第11号】 みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン（鳥取県教育委員会特定事業主行動計画）について

○足羽教育長

では11号をお願いいたします。

○林教育総務課長

議案第11号をお願いいたします。みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プランの改定について議決を求めるものでございます。ページはないのですが、前回2月の委員会の際に、委員協議で提出させていただいた資料になります。□囲いをご覧ください。みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン、これは次世代育成推進法に基づく計画でございます。こちらの計画期間は今年度末までとなっております。一方で同じような計画が教育委員会にございまして、これは女性活躍推進法に基づく女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画というものでございまして、こちらは1年遅れの来年度末が計画の期限となっております。この同じような計画を毎年改正するものかどうかということで、両者を統合しまして1本の計画として改正させていただくことにし、そのために現計画期間が終了する教職員プランのほうを1年延長させていただくということで、終了期限を統一させていただきまして、来年度末新たな計画を作成させていただきたいと考えているところでございます。これに伴いまして1頁にお戻りいただきまして、現在の子育て教職員プランを赤字の部分の追記をお願いしたいと思います。2の計画期間のところをご覧ください。「令和7年3月31日までの5年間として作成しました」としてあります。これに、「また」以下を追記させていただこうと思います。末尾のところをご覧くださいと「本プランの計画期間を令和8年3月31日まで1年間延長します」という文言を追加させていただくことで、計画期間の延長とさせていただきたいと考えています。そのほかにつきましては、改訂の必要はございませんので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○足羽教育長

この二つを合わせることは問題ないのですか。

○林教育総務課長

全然ありません。逆に推奨されているといたしますか。

○足羽教育長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、議案第11号も議決とさせていただきます。

**【議案第18号】鳥取県立図書館管理規則の一部改正について**

○足羽教育長

次に少し順番を変えまして、議案18番の図書館のほうを先にしたいと思います。では、説明をお願いします。

○西尾図書館長

図書館でございます。議案18号、図書館管理規則一部改正について、ご審議をお願いするものです。

資料の改正理由にありますように、デジタル社会形成基本法が令和5年度に改正されておりまして、これまで決定事項の公表を文書の形成という方法が取られていたところですが、これをやめてインターネットによる公表などが可能になったことに伴いまして、自治体のほうにも同じようなことを行うよう努力義務が定められております。鳥取県では令和6年度中に、そういったアナログ規制を改正してインターネットによる公表が可能になるように手続きを進めているところで、それにあわせて図書館の管理規則を改正するものです。具体的には2にありますとおり、開館時間を臨時に変更するとき、あるいは資料整理のために休館または臨時の休館もしくは休館中に開館するといった場合に、これまでは掲示による方法と定められていたものをインターネットの利用が可能になるよう規定を追加するものでございます。

なお、実際には当然現在の状況ですので、開館時間等の変更がございましたときには、インターネットでも公表をしておりました。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○足羽教育長

既にやっておりますが、規定のほうがあとから追いかけてきているので、きちんと整理をしておこうと。よろしいでしょうか。では、議案18号も議決とさせていただきます。

**【議案第13号】鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標の一部改訂について**

○足羽教育長

では議案13号に戻りたいと思います。説明をお願いします。

○石崎教育人材開発課長補佐

教育人材開発課でございます。議案第13号、鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標の一部改訂について、議決を求めるものでございます。

今回養護教諭の指標を改正するものでございますが、そもそも教育公務員特例法が平成29年4月に改正されたことで、校長及び、教員資質に関する指標を整理することになりました。この指標の整備については、協議会を組織し、審議しまして作成を行っているところでございます。今回の改訂は、このA3版に載っている

ものでございまして、一番上に書いてありますとおり、キャリアのスタート期、育成期、向上期、充実期それぞれのような観点で資質を向上させていくかというような目安を示したものでございます。今回養護教諭の改訂というようなところでございます。

この前の委員協議会でもちょっと説明しましたので、説明は簡単にさせていただきたいと思いますが、1頁をご覧ください。大きく改訂のポイントが2点ございます。1点目が、令和4年8月に基本となる国の指針が改訂となりました。その内容につきましては、主な改訂内容2(1)に書いてあるところでございます。教師に共通的に求められる資質として、五つの柱が設定されました。教職に必要な素養、学習指導、生徒指導、特別な配慮や支援を要する子どもへの対応、ICTや情報教育データを利活用ということで、この5点が大きく柱が立てられましたので、そこにあわせて指標を再構成したというのが1点と、あとは特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応やICTの活用です。こういった内容を追記修正したというものが一つ目の観点でございます。これは昨年度に先行して教員の指標のほうの改正をしておりますそれに準じているものでございます。

2点目は養護教諭に特化した内容ですが、令和5年1月に養護教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議というのが国のほうでありまして、そこで今後の養護教諭の資質向上や役割についてまとめたものがありまして、そこに基づいて見直しを図ったものでございます。主な観点が(2)のところに書いてありますけれども、まず養護教諭の専門性等を一括して他の職員との連携活動を行っていくこと、二つ目のポツ、疾病の管理・予防に関する内容を新たに記載、そして三つ目のポツに保健経営計画の効果的な活用、学校の保健計画の作成の参画、あとはそれぞれの計画の主体的な関わりという大きい観点でいえば、そういったことについて今回の指標の改訂のほうに反映させていただくというものでございます。

先程協議会を作って議論をさせていただいていると申しあげましたが、養護教諭ということでなかなか専門性も必要だということで、今回は協議会の下に養護教諭の代表の方を集めてワーキングをつくりまして、この1年間じっくり議論をさせていただきました。そこでの意見も十分反映させた上での内容ということで、協議会でも承認を受けて、本日の議案に至ったものでございます。この内容で議決をいただきたいと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○足羽教育長

3版の青字の部分です。養護教諭ならではの部分がたくさんあります。

#### ○松本委員

改訂のポイントのところの最初のポツのところ、養護教諭と他の職員との連携が折り込まれていることは、これは非常に大切なことだと思います。いま保健室登校だったり、いろいろな相談業務だったり、基本の業務にプラスでそういう業務が加わってきますが、その当事者の生徒のことを見ながら、他の先生と連携して支援していくことが求められます。

#### ○石崎教育人材開発課長補佐

そうですね。幅広く連携のほうは入れさせていただきました。

#### ○川口委員

対教師というか、教師のメンタルヘルスも役割としてあったほうがいいのではないかという思いがあります。精神科にかかれる手前の部分で予防できたらという思いもあるので、先生方の駆け込み寺的な保健室という

役割もあれば、それも大変だけどそういう役割について、ある大学の公開講座を受講したときに、そういう発言をしたところ、大変関心を持たれました。やっぱり現場の先生方はそういうものを必要としているかなと感じました。私の勤務する児童福祉施設には看護師と保健師がいて、職員のちょっとした相談とかにも乗っていて、初期の相談に来られたりしています。そういう部分も養護教諭の先生に担っていただけるといいのではないかと。教員の方のメンタル問題も増えていると思うので。

#### ○林次長

なかなかそこは難しい問題でして、お気持ちの部分はわかるのですが、主業務は生徒に対するものですので、教員のメンタルですと、労働安全衛生、そこは使用者としての責務的な業務になりますので、制度的な部分として、全養護教諭の役として書くところまでは至りませんでしょう。

#### ○川口委員

保護者の中には、学校モンスター的な方もおられて、先生方は苦勞しているようです。つぶれていく教員もいて、学校全体で支えていかないとたないなあということもあります。

#### ○石崎教育人材開発課長補佐

県でも弁護士と契約を結んでおりまして、学校が気軽に相談できる体制はあるのですが、学校のほうでも躊躇する向きがあるのですけれども、どんどん使ってもらえるように案内したいと思います。

#### ○川口委員

なかなかしてもらえない人が少ないということ。

#### ○石崎教育人材開発課長補佐

平成23年度から学校問題を特化したところで、法律相談をお願いしている先生がおられますので、毎年相談者が増えておりまして、今年から2名体制にさせていただきます。

#### ○佐伯委員

児童生徒数が多いところは2名の養護教諭が配置されているところもありますが、だいたい事務職にしろ、養護教諭にしろ一人職場だったので、孤立もしやすいし、その一人によって働き方の分野が違って、活躍する場も自分が力を入れていっちゃるところは強いのですが、そうでないところは弱くなる場所があります。複数になるとすごく良くなったところがあります。予算のことがあってすぐにできることではないのですが、そういうような人的配置ということ。場所も保健室とそれ以外の、例えばサポートルームもあるし、教育相談の部屋もあるし、保健室登校されていたお子さんが、サポートルームなり相談室なりという名前を付けた部屋なんかに行くようになって、保健室は本当に体調不良のお子さんが来れるようなことが進んでいっている中で、少しずつ整理されていっているのかなと思います。ここでは命に関する教育という言葉は出てこないですが、保健に関する教科領域の年間指導計画とか、そういうことですかね。それから保健体育主事との連携がすごく大事で、保健体育主事が健康診断に関わることをばっと引き受けてくださったりすると、養護教諭としてはそれ以外のところに注力できると思います。学校によって人員が少ない場合は保健体育主事と養護教諭とが兼ねてやっていっちゃるところもあって、そうするとすごく幅広くやらないといけないので、そういうところはなるべく保体主事と養護教諭と別々に付けていただくと、養護教諭の仕事に注力できるのかなあ

と。

○長谷川教育次長

それぞれの専門性というか、役割分担がうまくできればいいと思うのですが、ある程度経験を積んでいく中で、そういった部分も担っていただける養護教諭が多分にいらっしゃるというのも事実かなと思うのですが、その辺りでの校内での役割分担であったり、組織的な対応というのはおっしゃるとおりではないかと思えます。

○佐伯委員

割と教育相談というのは子ども達のメンタルに関する部分にすごく入り込んでくださっている養護教諭がたくさんあって、そうなってくると、4月、5月にたくさんいろいろな健康診断入ってくるのですが、ああいうのは養護教諭がされますけれども、保健体育主事が一手にやられることもあったりして、そういうことの住み分けとかは学校ごとだと思いますが、保体主事の先生にもっと啓発していただくといいかなと思ったりします。

○足羽教育長

よろしいでしょうか。川口委員からあったように、養護教諭の先生方への支援というのは実際にあったとしても、それが職務として規定はできない。だから先生方の健康診断は養護教諭の職務ではない。これは管理職の職務です。ですからここには書けませんが、現実問題、現場では養護教諭だったり教育相談の先生に、先生方が悩み相談というケースは多々ありますので、これは現場対応というようなかたちで、先生方の支援にも関わっていきながら、相談相手になっていただくようなかたちは、これはお願いベースでしていきたいと思えますし、子ども達に関わる部分で、複数配置は定数的には難しいですが、定数措置がないけど、特別措置的に国の事業にもある。

○石崎教育人材開発課長補佐

退職した方を活用してみたいなことがあります。

○足羽教育長

これをちょっと研究してみるべきかなと、福米みたいな大規模500人を抱えるようなところで一人なんていうのは大変ですから。はい、では13号につきましても、指標改訂は議決でよろしいですか。(同意の声。)では議決とさせていただきます。

【議案第14号】 鳥取県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

【議案第15号】 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について

○足羽教育長

それでは、関連ですので議案14、15号を一緒に提案させていただきたいと思えます。

○下田参事監兼小中学校課長兼学びの改革推進室長

よろしくお願ひします。2月の委員協議会で、鳥取県教育職員免許状再授与審査会の設置準備ということについて報告させていただきました。それに関連しましてご審議いただきたい議案第14号、第15号を続けて説明させていただきます。よろしくお願ひします。

これらは根拠法令となります児童生徒性暴力防止法の施行が令和4年4月1日施行なのですが、ここから3年経つことから、現在の教育職員免許法に基づきまして、令和7年4月1日で3年が施行から経つということで、特定免許状失効者等から再授与申請の可能性があるので、この審査会の設置準備を進めているということをお話したところです。この審査会の設置に向けて必要となる対応として関係条例の改正ということで、この2月の県議会に条例を二つ上程中でありまして、今回この14号と15号では、関係規則の制定として一部改正ということで議案を挙げているものでございます。

それでは14号ということで、鳥取県教育職員免許状再授与審査会規則の制定についてということでお願いいたします。次のとおり審査会の規則を定めるものでございますが、この根拠といたしまして、次の2頁をご覧ください。ここに書いてございますように、この審査会の設置に伴いまして、この性暴力等防止に関する法律の施行規則（文部科学省令第5号）6条に基づきまして、審査会の組織として必要な事項を定めるものとするということになっております。下の2番に省令を抜粋しておりますが、これは文部科学省令では審査会の委員の任期であるとか議事について定めてありますが、第6条をご覧くださいますと、このほかに審査会の組織及び運営に関し必要な事項は都道府県の教育委員会規則で定めるとということになっております。そのことから1頁に戻っていただきまして、規則を定めるものでございます。こちらには組織として、鳥取県の審査会は、委員5人以内で組織する。会議としては会長が召集する。そして秘密保持というようなことを定めておるようなこととございます。それについてはこの第14号の案でございます。

続きまして第15号をお願いいたします。第15号には、鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正についてということでお願いいたします。4頁をご覧ください。この規則の改正につきましては、一番にあります児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づいた改正、それから2番にありますように刑法が改正されまして、令和7年6月1日から施行されます。この中身といたしましては、懲役刑及び禁固刑が廃止されるとともに、新たに拘禁刑が増設されることになったということに関連しまして、この規則も改正することです。ですので3番にありますように、この改正概要としましては、この特定免許状失効者等に係る免許状の再授与の出願に関する特例の新設、そして様式の中の禁固以上の刑という文言を拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁固に改める、というような内容のものでございます。

それでは議案第15号規則のほう1頁からご覧ください。左側の下線を引いている部分が改正部分でございます。ポイントとしては三つございますが、まず第5条を新設、先程述べましたように再授与の部分に関わりまして、この再び免許状を授与するのが適当であることを確認するために、教育長が必要と認める書類を提出しなければならないという文言を加えております。これは医師の診断書であったり、厚生に係る証明書であったりといった書類のこととございます。また先程述べましたように様式第2号、下のほうにございますが刑法の改正に伴い拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁固に処せられた者というような文言を入れております。これにつきましては、刑法は改正するのですが、この施行になります令和7年9月1日以降の新法に関わる刑のものにつきましては、左側1番の拘禁刑以上の刑という刑罰が該当するのですが、それ以前の刑に処されていたものが懲役刑であったり禁固刑であったりということがありますのでこのような書きぶり、拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁固刑に処せられた者ということで、改正をお願いするものでございます。3点目の改正としましては、その下の右側に備考がございます。これは氏名を自書する場合は押印を省略することができるという押印省略についてでございます。

以上が一部改正の特例でございますので、14号、15号あわせてご審議いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○足羽教育長

基本再任用しないということを手続きをきちんと踏んでという審査会を設置して厳正に対処するという趣旨になります。なかなかそのことを言えないので、審査会で慎重にというスタンスでスタートするという事です。

○玉野委員

順を追って教えていただきたいのですが、これは性暴力に関する事かと思いますが。それによって、これまでならそういったことがあったので、教員免許のはく奪をするということでしょうか。

○林次長

基本的に懲戒免職になると、それを事由として教員免許が失効します。ですが教員免許状はもともと、単位を取得していれば免許は出るので、3年経つとまた改めて申請できて、今までだと申請主義ですので要件が達すれば免許状はそのまま新たに再交付されて授与されます。ですが、今回この法律ができたことによって、3年後に申請が出てきたときに、この事由で失効した者については、この審査会を経ないと自動的に今までみたいに事務的に再授与ができなくなったということです。

○下田参事監兼小中学校課長兼学びの改革推進室長

あくまで認めないということを強めるための改正ということです。現在の教育職員免許法では、3年経てば再授与できるということがありましたので、それをきっちと審査会を設けて基本的には再授与しないという方向に持っていくための新たな仕組みということでご理解いただきたいと思います。

○玉野委員

この中に刑法の改正の部分があるのですが、懲役、禁固もしくは拘禁刑となったら刑務所に入る状態になりますが、有罪にはなったけれども執行猶予が付いたら、これはそもそもどこに関わるのですか。

○事務局

この刑法の改正につきましては、いわゆる児童生徒性暴力の改正とは直接は関係がございません。これ宣誓書という様式なんですけども、教員免許を申請するためにこういう条件に当てはまっていると、免許を出すことができないということが法律に書いてあります。要は「私はこの法律に書いてある免許をもらえな者ではありません」と宣誓するための様式ですので、刑法の規定が変わってしまったので、変えざるを得なくなったということで、児童生徒性暴力とは全く関係のない改正になりますが、改訂内容によって議案を分けるわけにいかないで、今回1本で出させていただいているということでございます。

○玉野委員

適正の話に関わるかもしれませんが、宣誓書はいいのですが、禁固刑以上にはなっていないけど、執行猶予が付いたこともあります。いま性暴力の話的前提にしていますが、宣誓書が全てではなくて、何かデータベースみたいなのが全国にあって、過去に実は執行猶予だったけど有罪判決が出ていますというような、知るべきがあったりするのですか。

○事務局

その人がどんな刑に処されていたかというものについて調べるデータベースは現在ありません。ただし児童

生徒性暴力によって免許を失ったということについては国がデータベースを整理しております。その人が刑法に触れて禁固刑になったかどうかは関係なく、児童生徒に対して性暴力を行ったことによって失効した方ということがわかるデータベースは令和5年度からはございます。そこには過去40年の情報がすべて載っているということにはなっております。ですがあくまでこの再授与審査会にかけるのは、令和4年4月1日以降に児童生徒性暴力を行ったものにかけるのであって、令和4年3月より前に児童生徒性暴力を行ったものに対しては、再授与審査会の対象ではありませんので、欠格条項がなくなれば単位があるので、免許は申請できますし、再授与審査会に掛けることなく免許は授与することになります。

○玉野委員

情報としてはそれ以前のものもある。

○事務局

はい、あります児童生徒性暴力防止法の中にも、採用権者は、そのデータベースを活用して、調べないといけないということも記載されています。これは公立学校だけではなくて、私立学校も同様です。ですので、このデータベースには私立学校法人もアクセスできますし、我々もアクセスできる。全国の学校ができます。

○足羽教育長

これまでも全部チェックしています。子どもたちを守る意味でも、しっかりと対処していくことになろうかと思っておりますので、審査会の設置等、慎重に進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。(同意の声。)では、午前中はここまでとします。

【昼休憩】

【議案第16号】 令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本計画<前期> (令和8年度～令和12年度) について

○足羽教育長

では少し早いですけど再開したいと思います。議案第16号高校の在り方基本計画について、説明をお願いします。

○井上参事監兼高等学校課長

高等学校課の井上でございます。議案第16号、令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本計画前期につきまして、議決をお願いしたく提案します。

1頁をお願いします。昨年度、丁度1年前に議決をいただきました基本方針をもとに、この度前期に関する令和8年度から令和12年度に関する基本計画案を策定いたしましたので、議案として提出いたします。これまで基本方針をもとに、今年度協議を進めて参りました。ご意見等をいただきながら、この度提案としたものでございます。柱としまして1番の前期計画案(1)(2)というところに示させていただきましたが、大きくは二つございます。一つは専門学科の整理、専門性を高度化していくこと。人的資源・教育環境を専門学科に集中することにより、専門性を向上した教育を展開したいということでございます。東部の鳥取湖陵高校、西

部の境港総合技術高校の工業学科につきまして、それぞれ鳥取工業高校、米子工業高校のほうに再編するという計画でございます。もう一つの柱が規模の適正化、普通科総合学科等の規模の適正化を図るということでございます。一つは日野高校につきまして、これまで過去5年間において定員充足が半分に満たない状況というのが数年続いている状況を鑑みまして、より地域と密着する小規模校として存続を図っていくという方向での計画を立てたいと考えております。

以上三つにつきましては、令和9年4月1日に開始するという計画で進めさせていただきたいと考えております。また(2)の4、5、6東中西各地区において、今後令和10年度入試までの状況を見ながら、状況を継続的に分析し募集定員減を図るということで、前期令和12年度までに合計240人程度(6クラス程度)募集定員減を行いたいというのがこの度の計画の柱でございます。

2月25日の県議会常任委員会におきまして、この案を出させていただきまして、本日議決をお願いしたいというものでございます。

以下、資料と本体を付けさせていただいております。これまでの議論の中で修正がございますので、その点のみを紹介させていただきます。本体のほうの2頁をお願いします。第1章 基本方針の概要の1(2)のところ、標準人数の多様化というふうに表現を改めさせていただきました。前回のご意見の中で生徒の多様化でなくて、標準人数の多様化ということが適切であろうのご意見を反映させていただいております。もう1点、5頁をお願いします。先程の専門学科の整理、専門性の高度化というところの中で、その専門学科を集約するということのメリットを一番下の□のところでもとめました。これを追加しております。先程の教育環境・人的資源の集中というようなことをここに入れさせていただいておりますし、今後、高度化、目指す教育としてDXの環境、ICTを用いた学びの充実、データ活用、こういった方法で学びの高度化を進めていきたいというような方向性を示させていただいております。

その他、文言の若干の修正等がございますが、このようなかたちで議決をお願いできたらと考えております。以上よろしくお願いたします。

#### ○足羽教育長

冒頭の一般報告でも少し触れましたが、この度の無償化に伴って、公立高校の在り方、どうしていくのかということが、本当に大きな議論で、議員から同じ内容の質問をいただいております。終盤にはもう公立私立を言っている場合じゃないので、公立私立でしっかりと今後の子どもたちの育成に向けた高校の在り方議論をするべきだというようなご意見もいただき、実際にそういう意見交換の場は毎年持っています。ここ十数年持っていますが、定員を減らせ、減らすなというストレートな議論にはなっていないのですが、そういうことも含めながら、私学に定員減をやれというのはなかなか誰も言えない、経営上。かといって公立ばかりがどんどん縮小していくことも現実として起こっているわけですから、その辺りが今後の特に後半以降に向けては、大きな論点となるのかなとは思っています。前回常任委員会、先程井上課長も言いましたが、常任委員会に報告はしましたが、何の反応もなく、ある議員が日野高を減らすなという意見が代表質問であったようですが。報道も今日正式をもって、このことがオープンになるという、すぐに出るかなと思いましたが、どこも出ませんでした。そういう状況です。

これまで1年かけて、様々な意見を元委員方も含めていただいてきて、ここ15年で1,500人子どもが減る中で、例えば鳥取西高が7クラスですが、こういう規模の学校が5、6校、数的には無くなる中で、どこも規模縮小、しかし規模が縮小できない専門高校の学科は残さざるを得ない中での状況で、どうしていくかをマイナス思考じゃなくて、新たな学びの創造ができるということが後期の大きな柱になります。そこに向けた前期は工業学科、普通科を中心とした学級減を粛々とかけていくということになるなと思っています。

## ○玉野委員

これは学校での話ではないのですが、農業の分野だったり、林業の分野だったり、そういった一次産業に従事する人たちは専門性を持った上で従事するのですが、経営感覚的なところがちょっとスキルが足りないばかりに、経営がうまくいかないということがある。(1)の専門の高度化というのは必要だとは思いますが、それを高校で全部教えるかどうかはともかくとして、経営者的な感覚みたいなものは学びの中にどの程度含まれているのか。鳥大の農学部に入って、農業経営というところまで考えている人だったらまだいいですが、そうではない人も経営的なものを身に付けていかないと。鳥取の一次産業はなかなか厳しいのではないかと思いますので、この文言がどうこうじゃないのですが、具体的な内容としてやっぱり何を教えるのかというところは、本当に重視したほうがいいのではないかと思います。

## ○井上参事監兼高等学校課長

勿論授業の中で、一部取り扱ったりすることもございますし、研修として専門の農家に教員が引率して1週間程度、農家で研修を行いますので、そこで経営的なものまで含めて農業を行っていくことを学んでいきます。そういう機会もございます。ただこれは全員ではなく、対象生徒なのでどのように充実させていくのかということは、また少し検討させていただきたいと思います。

## ○足羽教育長

では大きな踏み込みの一步になろうかとは思いますが、この議会でも再々言われた公立高校としての使命、ミッション、私もこの言葉を何度もこの度の議会では使いました。私立の大半は普通科であって、専門人材の育成は公立の大きなミッションであること、同時に普通科進学校においては、世界に羽ばたくような人材も次々生まれているわけですから、決してその部分が私学に引けを取っているわけではない。ただ思いきったことがやれる。公立高校にもある程度のしぼりがあるのですよね。これは学習指導要領をきちんと準拠しなければいけないとか、県民のみなさんの税金で学校の経営がなされていることを考えれば、施設が古くなったから大きな施設を建てます、体育館替えます、なんていうようなことも安易な話ではないこと。設備面では私学に劣る面があっても、ソフト面・教育内容・課程・人材育成といった視点でより公立高校としての使命をしっかりと果たしていくような体制づくりをしっかりとしていく必要があるだろうなと思っています。今の世の中の議論はその辺は全く抜きにしての議論になってますよね。無償化になったら私学に行きやすくなるということなのですが、そうではない部分、制約もある中ででも目指す人材育成がどうであるかということ、しっかりと我々は見据えて進めなければいけないこと、その辺りを中学校にももっと巻き込まんといけないなというのは、非常に私は課題意識があります。中学生が何をしたいと決めるのはなかなか難しくても、将来をある程度思い描きながら、どの進路を選ぶのかという点においては、中学校における進路指導、そしてそれを受けた高校の進路指導だったり学びだったり、一体化していくというようなことも大きな今後のポイントだなあというふうに思っております。

そういう意味でも市町村教育委員会も人ごとでは決していないので、この度の一期計画策定に向けた考え方を全19市町村に林次長、井上参事監が回って、全組長、教育長方に説明をしていただきました。反対的なのは日野町から日野高のことだけが出ましたが、それ以外は方向性としては認めていただいた中ですので、これは教育委員会高等学校課だけの問題ではなくて、全県的な大きな課題として、これからより中身を詰めていくことにしていきたいと思っています。これが議決されれば、最後の2頁のところにありますが、来年度はいよいよ具体の計画ですね、教育課程等についてきちんと整理をしながらということで進めて参りたいと思います。

それから規模の適正化のところも今年度の入試結果も出たので、1倍を超えているところもありますが、そうではないところのほうが多い中で、様子を慎重に見ながら進めていくことが必要かなと思っております。

○松本委員

今お話を伺っていて思い出した話なのですが、十年も二十年も前の話ですけど、京都か大阪のほうでは、進路を考えている中学生に対して、適性を見抜いて、宮大工に養成していくのだそうです。いろいろな事情を勘案してでしょうけれど、そういう方向に向けるような指導を学校のほうでされて、本人もその気になって、その場合は高校にはいかないで、その道の修行に入るというわけです。高校にいかないとか、いけないではなくて、自分はそういう人材として引き抜かれていくというプライドを持たせてというような話を聞いたことがあって、なるほどそういう指導も大事だなと思ったことがあったのを今思い出しました。ですから、実業系の高校に進学するというのも、普通科にいけないとか、自分の学力がどうだとかいうのではなくて、本当に適性があるって、期待されて、そういう道に自分は進むんだという意識が持てるような進路指導ができればいいのになあと思ったんですよね。期待されている感を子ども達が持てるって、子ども達には嬉しいことではないか、と思います。今もそうかどうかかわからないですが毎年そういう指導がされていたようです。

○足羽教育長

この前ニュースでやっていましたね。宮大工の養成みたいなのがあって、そこに15、6歳、中学校を卒業した子ども達が入って、本当に修行僧のような、朝4時起床、携帯・スマホ・テレビ一切なし、宮大工たった3人、それでもしなきゃ廃れてしまうというような番組でした。そこにそうした指導を先生方がされ、それを「よし」と思う子ども達が、でも3人もいると考えれば、やはり指導の持って行き方、導き方というのが、非常に大切なんだろうなって。

○井上参事監兼高等学校課長

高等学校課としましては、入ってきた子ども達に対して、そういう思いをもって入ってきた生徒の思いは極めて大事にしたいと思っておりますし、そういう道があるということを示していくことで、社会の中で活躍できるのは、こういうかたちなんだと見せることは取り組んでいきたいなと思っております。

○足羽教育長

では、本当に長く議論いただきましたが、とりあえず前期計画ということで、議決させていただいてよろしいでしょうか。(同意の声。) ありがとうございます。

では、議案第17号にいきたいと思います。

【議案第17号】 鳥取県子ども読書活動推進ビジョン(第5次計画)の策定について

○福本社会教育課長

社会教育課です。議案第17号、鳥取県子ども読書活動推進ビジョン(第5次計画)について説明させていただきます。

1月22日の委員協議会でその時点のビジョンの案について見ていただき、その際にいただいたご意見を反映して、本文の一部と目標値の一部を修正したものを2月末に委員の皆さまに郵送させていただきました。その際に1ヶ所だけ松本委員さんからご指摘いただきまして、横長の概要版をご覧いただきまして、右下の方針

3の中の○の二つ目ですが、「今は発達段階等に応じたおすすめ本の紹介と活用の促進」としてありますが、もともと「おすすめ本の紹介や取組の推進」としてありまして、紹介と活用の促進のところはもともとは紹介や取組の推進としていたんですけども、紹介や取組と並列にした場合、取組がなんの取組か分かり難いと違和感があるというご指摘いただきまして、確かにちょっとそうだと思いますので、ここに記載したとおり、「お勧め本の紹介とお勧め本の活用の促進」というふうにはっきりと示させていただきました。その部分について本文の該当は21頁にあります、その部分を訂正しております。そのほか手前の部分で段落を替えたりした部分はありますが、内容に関わる部分で修正したのは先程の1ヶ所のみとなっております、全体はこれまでもご覧いただき、説明した流れで仕上げておりますので、その案で作成していただくことの議決を求めるものです。説明は以上です。

#### ○足羽教育長

こちらのほうも段階を追いながら、内容についてご意見を伺いながら、進めて参りました。子どもの読書離れ、活字離れ、これをいかに減らしていくかという観点になろうかなと思います。一方でICTというか情報系がどんどん進む中で、これはどちらが大事だではなくて、どちらも大切で、ただその一方でこの読書の持つ読書の意味の重要性をしっかりと打ち出していけるようにということで、改訂を進めて参りました。いかがでしょうか。

#### ○佐伯委員

ずっとこれ読みながら思ったのが、別にこれはそのままでもいいと思うのですが、ここには教師としての図書館を活用した授業とか、読書のよさを進めていくような、発展的に読んでいくみたいなのは、ここにはあまり盛り込まれていなくて、それはこれとはまた別なのですか。

#### ○林次長

それは学校図書館の計画のほうを別途立ててまして、そちらのほうには、学校においてやることということで書いています。これは子どもの読書活動推進ビジョンでいわゆる学校だけではなくて地域なり家庭なり、全体としてのということで、学校に特化したのはもう一つ別のもので示しております。

#### ○佐伯委員

では、例えば20頁の幼稚園教育、保育教育に取組む子どもの読書活動に対する理解や技能の向上って、幼保の部分の携わっている方の部分には触れていて、学校のほうは触れてないなあとと思ったら、学校は別にあるということですか。

#### ○福本社会教育課長

学校の司書等に関してはここで触れています。

#### ○佐伯委員

その部分はあるのですが、学校の司書教諭や図書職員とかの役割というのはよくわかるのですが、それがいくら頑張ったからといって、担任と協力しないと効果が上がらないので、そこにあえて触れてないのは何かあるんだろうなと思って、今日お聞きしてみようかなと思っていました。そうしたら、それは別にあるとか。

○福本社会教育課長

そこと関連しながら。

○佐伯委員

ただ、日々関わっているのは担任とかなので、それは保育とかではすごく触れられているので、どうしてかなと思って。高校でも、図書館に行く人は割と少ないですけど、担任の関わりとか、授業の中で発展的に扱えば、もっと使ってくれるのではと思ったのですが、それは学校の図書館教育なのでしょうか。

○福本社会教育課長

個別に教諭の活動・取組等については直接的には触れてはいないのですが、このビジョンの今回の大きな考え方として、家庭と学校と地域が連携してやっていくということが一つ、ただ学校には学校の役割があるという部分と、小中義務高等学校においても、学校としては授業充実とかをやっていますので、そこに関して教員はその意味では関わっていくというふうなことはこの中で読み取れるかなと思っています。特段に教員の活動を排除しているわけではなくて、例えば児童生徒がタブレット端末を活用した読書活動推進とかいうことに触れていますので、教師がそういったことをやっていくという。

○佐伯委員

それはどこで見るとですか。

○福本社会教育課長

概要版で。

○佐伯委員

わかりました。それを意識されているのでしたら、それで。でもやはり実際にやる先生の関わり方によって、学年、クラスによって全く違うのですよね。

○川口委員

読書の中には漫画はあるのですか。視覚補助として漫画があったほうが読みやすいという子はいると思いますし、実際に漫画で得られる知識はたくさんあると思うのですが。

○福本社会教育課長

漫画も有益なものと考えておまして、以前もそういうご意見も少しいただいたので、今回1頁の読書活動の意義の中で、下から5行目、下から二つ目の段落の中で、漫画やCD、DVDなどで、子どもが読書への関心や意欲をより高めるといようなことで示しております。

○玉野委員

子どもがいる家庭の話なのですが、私も歴史関係でも、漫画になっているほうがイメージが湧きやすいですし、子どもも喜んで読みますので、私の家庭にも多いような状況ではあります。ただ一方で、学校なんかだと、図書の先生次第で、そういうものはあまり勧めない方もおられて、例えば保護者としては置いてあげたいと思うとき、なかなか先生と上手にその辺の折り合いがつかなかったり、みたいなことがあったりするので、県と

してはここを活用してくださいというところをPRしていただけると。

#### ○林次長

本の制限はかけないで、後は内容と分野とのバランスだと思います。まずそこは以前に比べると漫画は「だめ」といった感じは減ってきて、漫画イコールすべて娯楽本というイメージで繋がっている人がなかなかそこを。あくまで内容さえよければ、それが映像であっても、いまの話は漫画を使って、表現されていても、それはわかりやすいし、生徒が受け入れやすいものを使うというのが一番大事なのかなあという話なんだと思います。川口先生がいわれたように、そういう部分は学校にきちんと伝えていかないといけない。

#### ○足羽教育長

この計画推進は、県立図書館とも連携しながら、それから学校図書館司書、司書教諭等とも、これをもって勧めていくこととなりますので、今出たような漫画の有用性というようなことも、決して廃除するものではないとのご意見も踏まえて、県立図書館のほうからも発信をしっかりとしていければと思います。

#### ○川口委員

全然関係はないのですが、横書きにしてあるか縦書きにしてあるかで、読みやすい、読みにくいとあって、それは学習症的だから読みにくいと思って見ていたのが、実は眼球の動きで、縦が読みにくいのに、それを学習症と間違えられたりすることもあるので、子どもが何にひっかかっているかを確り見る必要があります。人によっては漫画が読めない。吹き出しの線が邪魔になって読めないという人もありますから。そういう微妙な特性があって、それが邪魔をしている場合もあるので。

#### ○足羽教育長

はい、では、非常にいい計画が作成されたと思いますが、いかにこれを現場に届け、先生方にまた子ども達の活動の充実に繋がるか。そこが肝なので、これは読書ビジョンだけではなくて、すべての計画が大事なことになるので、これからの勝負だと思って、課長よろしくお願いします。では17号も議決とさせていただきます。

議案がたくさんありましたが、以上で議案についてはすべて終了とさせていただきます。

#### 【報告事項エ】 来年度の研修計画及び今年度令和6年度の実施状況について

#### ○足羽教育長

では報告事項に移らせていただきます。エから説明をお願いします。

#### ○横山教育センター所長

失礼します。教育センターでございます。報告事項エ、来年度の研修計画及び今年度令和6年度の実施状況について報告申しあげます。

前回2月の委員協議の時に、ご説明させていただいた内容と変わっておりません。その後、教職員育成協議会というところで、外部のご意見もお伺いしまして、教育長決裁を経てこの計画を作成いたしました。重ねての話になりますが、来年度の計画は四つの重点項目に沿って作っております。一つは、参加者の主体的対話的で深い学びの実現ということで、子ども達の学びと相似形となるようなそんな研修の在り方ができればと思っております。その他、学校経営の充実とか、組織力の向上に繋がるような職員の育成、あるいは若手の育成、

それから働き方改革等の観点から、オンライン・オンデマンドを活用した効率的な研修、こういった方針でやっております。詳細は3頁のほう、横長のペーパーを見ていただきたいと思います。重点項目に係る研修の変更点等は(3)の①②③アンダーラインを引いている辺りが、特徴的なところでございます。

午前中にすることにしておりまして、先生方の負担軽減、それから悩みのサポートも研修に関連してですが、やっております。特に若手、初任者2年目、3年目という方々に対しまして、心の健康相談員とか、それから学校ソーシャルワーカーを配置しまして、困り感というのを未然に把握して、アンケート等でサポートしていく状況でございます。例えば初任者研修には、この相談員が来場しておりまして、様子がおかしいなと思ったときには、初心者には声かけをしながら、採用予定者の不安解消に資する懇談会の実施も来年度からやろうということで、実は先般3月12日に先行でやりました。県外の参加者を含めて45人ぐらいオンラインで参加をしていました。教職生活を始めるに当たって不安がないとか、生活面の不安とか、授業のことを聞き取りまして、少し短い時間でしたけれども、こういったことも取り組んで参りました。それから、オンライン・オンデマンド等の今日的な教育課題、前回も申しあげましたが、命の安全教育ということで、性暴力の当事者にならないために研修をやりますということで、6月に計画していますし、防災教育は社会福祉協議会の力も借りながら実施しています。それからリスクリング、これも他県の様子も踏まえて、オンラインを活用しながら行ったところでございます。同和問題や特別支援に関する研修、こういったことも全般的に実施して参りたいと思っております。

裏面です。研修は精選しましてやっていますし、外部との連携とも力を入れていきたいと思っております。来年度からは全国教員研修プラットフォームというのを活用しまして、本県のセンターがやる研修以外でも、大学であるとか、他の自治体、例えば島根県と連携した講座もこのプラットフォームから選択できるような取組も考えております。他機関との連携ということで、今この県の教育センターもこの研修会の展開に向けて、研修の見直しというのをやっております。先般3月7日だったんですけども、例年の島根県との意見交換で、指導主事がかなり集まりまして50人ぐらいになりました。島根、鳥取、それからオンラインで広島、教職員支援機構という中央の組織、こういったところともコラボして研修会の転換について主催者側がなにができるか、こんな仕掛けもしているところでございます。今後は、3月下旬に鳥取教育講座サイトという教育関係の情報が発信できるサイトを設けておりますので、ここで研修の情報等も発信しまして、先生方がより選択しやすいような研修を行っていききたいというふうに思っております。説明は以上でございます。

#### ○足羽教育長

たくさんあるようですが大分スリム化というか、目的を明確にして整理を横山所長とは、私もずっと提案しながら進めてきました。指導主事の皆さんが、主体的にこの研修を単なる運営者じゃなくて、自分も指導者なんだという指導スタンスが持てるようなかたちで、しっかり理解した上で研修を実施することが、相互に取ってメリットになる。それから、数が多ければいいというものではないことを一つ視点に置きながら、随分整理も毎年してきております。

#### ○佐伯委員

その中のその他のところの命の安全教育と防災教育との関係があったのですが、今お話聞いていたら、命の安全教育というのは、どちらかという自分の身を守るというほうの。

#### ○横山教育センター所長

当事者なので、被害者にも加害者にもならないような教育、そういったのが命の安全教育というふうに。

### ○佐伯委員

私は心の教育というか、命というか、授業する人が小中高とも、命というものに対する認識みたいなのを深めていくための授業は難しいと思うのですよ。在り方というのは。そういうことをずっと講演してくださる方に来ていただいて、講演を聞くということはよくやると思うのですけれども、そういう自ら悩みをかかえているんだけど生きていくということはとても大切なことなんだよというようなことも含めた指導というのが、ここの中に入るのかなと思ったら、これはちょっと違ったんだなあと。どこに入りますか。

### ○横山教育センター所長

例えば教育相談であるとか、生徒指導でもやっております。とくに初任者2年目とか3年目とか、そういったところをかみ砕きながら研修の中に取り入れてやっております。

### ○佐伯委員

それに特化したような部分が今後考えていただければ嬉しいなと思ったのと、それから防災教育かなんかの記事を読んだら、東北大震災みたいに児童生徒の引き渡しをしたために逆に津波の被害に遭って命を失ったから引き渡さないという決断というか、それはすごく難しい判断だと思っています。この頃いろんな学校が引き渡し訓練をしていて、ちゃんと確認しながら渡していくという訓練はしているんだけど、どういうときは引き渡さないという基準みたいなのを、これからたぶん問われてくるんだろうと思うのですけれども、ここでやっている防災教育はどういうことをしますか。

### ○横山教育センター所長

今回やろうとしている防災教育は社会福祉協議会で、被災地支援に関わられた方を講師としてお招きしてやろうと、避難所のことであるとか、今いった避難のところが、今回はそういう方法。管理職研修やなんかの危機管理等分野で今おっしゃったことというのは、徹底しておりますので、また改めてそういったところもクローズアップしながら研修に入れて参りたいと思います。

### ○足羽教育長

今おっしゃったのは教員向けの研修になっているのですが、現場のほうには防災アドバイザーや消防局員だったりとかの派遣事業があって、そういう専門家の方が直接おっしゃったように、いざというときは、指示じゃない、自分で判断して、高台に逃げろとかというような指導も徐々にやっています。丁度これも議会であったのですが、低学年で自らの考えで逃げることに、それから高学年以降で自助・共助のことにも話を広げながら、教員向けの研修とは別に学校の子どものための研修の中にやっていますから、ある意味その指導に当たる先生方がそうした理解があるというのは、この防災教育のポイントだと思いますから、現場でやってる子ども向けの研修、そこにうまくこの研修がリンクしていくといいなと思っています。

### ○松本委員

綿密に計画が立てられていると思うのですが、例えば一つでも教えてもらえたらいいのですが、基本研修のところ、2年目研修、3年目研修、6年目研修と組まれているのですが、例えば2年と3年の研修の違いのポイントは何になるのでしょうか。

○横山教育センター所長

初任者は全体をやります。2年目は学級経営、3年目が学習指導、こういったポイントでやっております。やはり悩みどころは学級経営だったり授業づくりだったりというところが、ずっと若手の悩みですので、それを強弱をつけるとして、順番は初任者は全体、2年目は学級経営、3年目は学習指導、こういった観点で行われています。

○松本委員

子ども達が増えることに合わせて、ポイント的にぴっぴと入るようなことを考えられて、その都度入っていくだろうと思うのですが。

○横山教育センター所長

鳥取県では初任者研修の中に、メンタル制度というのを必ず入れています。これは、小・中・義務教育諸学校すべて。西日本ではあまり無いのですが、教育センターが行う研修というのは、単発的であり点であるということなので、実際は校内研修で初任者を先輩や中堅と一緒に育てる。そういうことで組織的に授業力を高めていったりとか、力を付けていくとか、そんな仕掛けをやっていきますので、随分定着はしてきたかなとは思いますが、まだまだ2年、3年ぐらいですので、しっかりやって、今いったような観点から力を付けてもらえたらと思っております。教育センターだけでなく、事務局でいったら各課の学習指導もありますし、ほとんど現場が一番力が付くのではないかなと思っております。

○足羽教育長

ではよろしいでしょうか。最後になりますが報告事項オ、高校教育アンケートについてお願いします。

【報告事項オ】 令和6年度高校教育に関するアンケートの結果概要について

○井上参事監兼高等学校課長

高等学校課の井上でございます。令和6年度高校教育に関するアンケートの結果概要について、報告をさせていただきます。1頁をお願いします。目的としては学校の取組等、様々な取組について生徒・教職員の意識等の把握をして、研修に生かすためということで実施をしております。グーグルフォームを活用し、調査対象は、高校2年生の全生徒・保護者・教職員で、調査対象者数は、高校2年3, 259名中、生徒は2, 046名、保護者は1, 192名の回答をいただきました。教職員も記載のとおりです。アクションプラン・教育に関する大綱のほうに指標を示させていただいております。令和5年度の状況を見ながら、少しずつ修正しているのですが、なかなか微妙な作成状況となっております。中でも上から三つ目の「将来は今住んでいる地域や鳥取県で働きたいと思っている」というところが若干低下傾向です。特徴的な部分のみを紹介させていただきたいと思います。

8頁をお願いします。高校生活に関する意識で、「学校に入学して満足しているか」という問です。傾向としては、例年と大きくは変わらないのですが、若干増加傾向が見られるということです。これは9頁の「学校行事や部活動が盛んで、学校に活気がある」という回答についても増加傾向が見られる。この辺りにコロナが明けた影響というのが見て取れるのではないかなと考えております。

17頁、授業でICT機器をどの程度使用しているか、生徒の回答ですけれども、これもどの学科系統においても「増加傾向で活用が進んでいる」と考えております。

18頁、「自分には良いところがあると思う」これも概ね変わらないのですが若干増加傾向が見られるということ。隣の19頁のボランティアの参加状況を含めて、やはりこの辺りにコロナが明けて落ち着きが見られて、学校にも活気が見られてきているという状況が返ってきているのではないかとということが考えられます。

27頁、「外国へ留学、国際的な仕事に就いてみたいと思っている」ということについても、増加傾向にあります。これも活動性が向上していると見て取れると思っております。

28頁、一点これが減少傾向になっておりますのが、「将来、今住んでいる地域や鳥取県で働きたいと思っている意識」について、普通科で減少が見られる。職業専門学科においては増加傾向で、商業学科においても増加傾向です。普通科における減少傾向が減少の一番大きな要因です。上の有効回答数をご覧いただきましても、普通科と職業専門学科で回答数が倍半分違うということで、普通科の影響が極めて大きいです。

隣の29頁、こちらに関しても、同様の傾向が見られますが、総合学科においても、その現象が見られております。それは同時に、39頁をお願いします。高校卒業後の進路希望で、国立大学の県外を希望する者が過去3年間の中で上昇してきております。これが逆に私立大学県外が減少してきている、専門学校の県外が減少してきている、就職県内が減少してきているということで、こちらのほうに国公立の県外に希望が増加しているということになります。それをもう少し詳しく40頁のほうで見てくださいと、やはり同様に、普通科において県外を希望する者が増えている。だから県外思考が高まっている。先程の将来系も含めて、普通科における県外思考が高まっているということが読み取れるというふうに思っております。これが実は同時に40頁の下の段の「職業専門学科全日制における志望状況」の調査ですが、県内の就職に関する志望状況も実は減少しておりますが、これ全体で2%程度でして、グラフの下り具合程に減っているかどうかというのは、わかりませんので、これは慎重に判断していく必要があると思っております。グラフ上は減少して見えるのですが、実際は2%程度の変化ということなんです。

先程から、この辺はコロナの影響があるのではと申しあげましたけれども、県外志考であるとか、自分が活動的な状況だと感じているのだとか、将来性においても外向き思考であるというのは、やはり一定コロナの影響があるのではないかなと考えておりますし、現在私どもも県内において、あるいは鳥取県の中で、どのような企業があり、どのような方がそこで働きながら、自分の活躍する場所をつくっているということ、インターンシップ等を通じて、生徒に備えていくような取組を行っておりますし、探究的な学びの中で地域の課題を探っていくというような試みを通じて、地域に立脚するような生き方を構築していくような取組を強めていきたいと考えております。ひとまず以上でございます。

#### ○足羽教育長

県外思考、コロナの関係の影響もあるかもしれませんが、初任給も先程昼にお話したように2万、3万上がって、県内では数字的に追従できないという状況では。いかがでしょうか、なにかございますか。

#### ○松本委員

今の説明の中ではなかったのですが、ちらっと見て思ったのは、35頁の学習時間の総合学科の「全くしない」の46%、この数字に驚いたんです。実態かなとは思いますが、こういう回答をするという学校の中の学習への取組、一方では1割、2割一生懸命やる生徒さんたちもいるのだけれども、半数近くが全くしないと回答するとは、問題視というわけではないですけど、これをどう捉えるかな。学習能力が高いとか低いとかいう問題ではなく、そこを見るのではなくて、高校の生活に対する向き合い方というか、それを想像して考えるときに、何かもう少し手の入れ方はないかな。わずかな時間でも毎日机に向かうとか、何か自分が目的を持って向かうとか、なんかそういう取組が見えないですね。

○井上参事監兼高等学校課長

例えば資格取得のための補講を行うであるとか、学校の中で行ったりするということで、自宅ではないところでは一定勉強させるような取組の補講は学校のほうでも努力はしております。その中で30分ぐらいはしているのもあるのではないかと考えていて、もう少し細かくデータを取ってもいいのではないかと考えています。また、本質的に本当に勉強に向かえるような授業改善はしたいと思います。

○松本委員

一番期待するのは、机に向かう習慣というか、そういう態度は身に付けて卒業してほしいなど。最終的に進学して資格を取得しようだとか、そういうときに、私は最終的には学力の差ではないと思います。それに向かえるかどうかというその態度があるか無いかで、諦めずにもう少し向かってほしいなと思います。

○足羽教育長

生きていく上での姿勢というか、在り方というか、そういう意味で、しないこと自体がいけないのではないが、何かに取組むという姿勢を学習面でも発揮できるような子どもたちにとという意味だろうなと思います。これは現場に返すのか。

○井上参事監兼高等学校課長

はい、返します。

○足羽教育長

総合学科にはきちんと伝えて、それを現場がどう受けとめるか、「まあしゃーないわいな」となるか。今出たご意見等も含めて、伝えて。

○井上参事監兼高等学校課長

前の34頁のほうで、「自分で計画を立てて勉強している」という回答のほうが若干減っていますので、30分ぐらいしたのは書いていないのかもとお答えしたのですが、今のはきちんとお伝えします。

○川口委員

非認知能力の育成が大切だとずっと言われてきて、この度もその話出てきていましたけれども、文章を見ると、学力を伸ばすために非認知能力が、という表現が多かったのが気になっていて、非認知能力そのものに、大切さがあり、学力を伸ばすためだけじゃないだろうと思うのですが、全部がそれに結び付けた表現になっているのがちょっと気になって、非認知能力そのものに大切さがあると私は思っていますので。

○長谷川教育次長

学力と非認知能力には相関関係があるんじゃないかというのは、いろいろなデータから事実としてはあると思います。先程、松本委員が言われたとおり、学びに向かっていく力、主体的にやっつけていこうという、頑張ってきたということを積み重ねていこうということが大切になってくるので、最終的に学力だけでは勿論無いというように。

#### ○佐伯委員

興味深く去年も今年も読んで、やはり何か高校2年生のその年の生徒の気持ちの持ち方とか、実情とかで随分差は付くんだなということを今回、思いながら読みました。ただ全体的に総合学科は今回、割と下がっていて、総合学科の保護者さんは肯定的なんです。だからこの辺は保護者の受けとめと、生徒の受けとめ、あるいは生徒はどの程度自分のことを客観的に見つめて、アンケートに応えたかなと思いながら見させてもらいました。すごく今回良かったと思うのは、いろんな項目で伸びていることです。それはたまたま今年度の2年生がそうだったかもしれないですけども、保護者さんが「学んでいる」という評価だったし、夢や希望が叶えられるとか、力を付けさせてくれているとか、充実した学校生活とか、みんな保護者さんのアンケートが良くて、これって先生方が随分頑張っておられるんだなというのを実感として得られて、すごく嬉しかったです。42頁に、「進路先をどうやって決めましたか」というところで、体験とかボランティアに行ったのが良かったとか、卒業生や社会人から話を聞いたのが良かったとかあったので、こういう機会をもっと増やして行って、鳥取県にはこういういい仕事もあるし、それからこんな制度も使えますよといったことを、早い段階から知らせていかないといけないんじゃないかなあというのをちょっと感じました。以上です。

#### ○井上参事監兼高等学校課長

繰返しになりますけれども、インターンシップ的な取組や鳥取地域の課題を探すということと、地域の生き方を探すということも含めたキャリア教育の取組を現在は進めているところですので、ご指摘のように、より一層努めたいと思います。

#### ○玉野委員

今回はこれ高校の話ですけども、例えば中学校単位とかで、企業体験というかさせてもらったりすることがありまして、これも企業によって「よう来た。用意しました。一緒にやりましょう」みたいな感じのところは子ども達も大満足して帰ってくるんですけども、例えば、自分はこのことができるもんだと思って、いってみたら草むしりしかなかったところもあったりしまして、実は華やかな世界だと思って行っただけでも、肉体仕事じゃないかというようなこともあったりして、それはそれで現実を知ることによって大事なこともかもしれないですけども、そういう意味では難しいもんだなあと思ったりして。

#### ○井上参事監兼高等学校課長

各界から人材不足で、しっかり指導してほしいというようなご依頼をいただいておりますので、また経済界のほうにもお返しをしながら、より良い仕事ができるようなということで、話を持っていきたいと思っています。

#### ○川口委員

企業の指導される方によって、指導内容をよく聞いていたら、すごい熱心に指導しておられて、「この人のところだったら行きたい」といった感じの内容だったりするのですが、そういう企業だとその地元の企業に就職したいと思うだろうなど。また、そういうのを企業側にお願ひするときも、その辺りをしっかりと。今は企業側も人材不足で人がほしいというところが多くて、力を入れてくれるところも多いと思いますが。

#### ○井上参事監兼高等学校課長

企業側も今、建設人材は工業高校の建設系の学科を卒業した人のみならず、普通科であったり総合学科であったり、専門性は全くなくても、企業に入った後でも鍛えていく方法で人材確保を考えておられる時代になっ

てきているということも含めて、やはり本県において、どういう企業があり、どういう生き方があり、どういう貢献の方法があるということは、やっぱり高校生にしっかりと伝えていきたいと思います。

#### ○足羽教育長

現状の課題が、生徒と保護者の受けとめ方の違いがあることがアンケートからわかりましたが、せっかくこのアンケートをする意味が、いろんな政策だったり取組に還元されないで毎年定期アンケートに終わってしまうので、なんとかこうしたアンケート結果をよく分析しながら、どこをどう改善すべきかに繋げていくということが、必要重要なのだなと思います。そういう意味で貴重なご意見をたくさんいただいたかなあと考えております。ありがとうございました。

では以上で、報告事項を終了したいと思います。

その他各委員のほうから、なにかございましたら。よろしいでしょうか。では、以上をもちまして、本日の定例教育委員会を閉会させていただきたいと思います。次回は、新メンバーを加えまして、4月14日、月曜日の10時から開催したいと思います。よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、本日の全日程を終了させていただきます。ありがとうございました。